

かんたんシミュレーション利用時の注意点！

説明用パンフの情報

給付額 = 給付基礎額 × 持分割合

収入額の目安(都道府県民税の所得割額)によって決定

収入の確認方法 | 市区町村が発行する課税証明書※1に記載される都道府県民税の所得割額で確認します。

※1. 発行市区町村により、名称が異なる場合があります。

消費税率3%の場合			消費税率10%の場合		
収入額の目安	都道府県民税の所得割額※2	給付基礎額	収入額の目安	都道府県民税の所得割額※2	給付基礎額
425万円以下	6.89万円以下	30万円	450万円以下	7.60万円以下	50万円
425万円超 475万円以下	6.89万円超 8.39万円以下	20万円	450万円超 525万円以下	7.60万円超 9.79万円以下	40万円
475万円超 510万円以下	8.39万円超 9.38万円以下	10万円	525万円超 600万円以下	9.79万円超 11.90万円以下	30万円
			600万円超 675万円以下	11.90万円超 14.06万円以下	20万円
			675万円超 775万円以下	14.06万円超 17.26万円以下	10万円

※2. 神奈川県は他の都道府県と住民税の税率が異なるため、収入額の目安は同じですが、所得割額が上表と異なり！

(注意！収入はあくまで目安！)
※現実とは乖離がある！

注：現金取得者の収入額(目安)の上限650万円に相当する所得割額は13.30万円です。

収入額の目安は、扶養対象となる家族が1人(専業主婦、16歳以上の子供など)の場合をモデルに試算した結果です。



社会保険料等の控除額が少なすぎる！？

所得税、住民税を算出する為の『課税対象額』は

収入 - 給与所得控除額 - 所得控除額

で求める。

<所得控除額とは？>

基礎控除や扶養控除等以外に下記の項目が含まれる。

- ・社会保険料控除 (厚年、健保、介護、雇用) 各保険料
- ・生命保険料控除
- ・医療費控除
- ・地震保険料控除

この部分を

収入の『10%』として簡易計算している！

現在、社会保険料控除額だけでも『15%』前後は必要！

※控除金額が少ないと 課税対象額は『多く』なる！

注意！！ 課税対象額が『多く』なると・・・

『すまい給付金』・・・ 少なく計算！



子供の年齢が考慮されていない！

子供の年齢で扶養控除額は変わる！・・・税額が変わる！

16歳未満 → 扶養控除なし (税金が多い)

16歳以上～19歳未満 → 一般扶養控除 (税金が少ない)

19歳以上～23歳未満 → 特定扶養控除 (税金が少ない)

住宅ローン減税は、払った税金を還付する制度！

注意！ 10年間子供の年齢を考慮しないと・・・

『住宅ローン控除額』・・・ 誤差が大きい！

かんたんシミュレーション画面

(すまい給付金計算)

【必須】年収： 500万円
※月給、賞与の額面金額の合計です。

【必須】扶養家族： 1人
※扶養対象となる配偶者、扶養親族(16歳以上)の人数を入力してください。
(例) 16歳以上の子がいはい片働き世帯の場合→1人
16歳以上の子が2人の共働き世帯→2人

(簡単入力)

計算する

(10年間、子供の年齢が変わらない)

シミュレーション結果

あなたの都道府県住民税の所得割額はおよそ 91,000円です

これに基づくあなたの給付額は 100,000円です

(控除が少ないので所得が多いと判定！給付額は“少なく”計算！)

— 続けて住宅ローン控除についても確認する

(住宅ローン控除計算)

住宅ローンの情報

※元利均等返済でシミュレーションを行います。

【必須】借入額： 3,000万円

【必須】ボーナス払い： 0万円

【必須】年利(固定)： 2%

【必須】借入期間： 35年
※10年以上の期間を設定してください

【必須】返済開始月： 1月

計算する

シミュレーション結果

あなたの住宅ローン控除額はおよそ

初年度 259,000円です
※所得税から控除しきれない額があり、翌年の住民税から控除される場合、その額を含みます。

10年間で 2,534,100円です

(子供の年齢変化の対応がない！誤差が大きい可能性あり！)

※国交省：すまい給付金ホームページの『かんたんシミュレーション』は、あくまで参考情報として利用する事をお勧めします。(不明点はお問合せ下さい)

『マイホームFP』との差違は、上記の理由によるものです。

『マイホームFP』は、社会保険料控除等は個別計算しており、年齢変化による税額変化にも対応しています。